（卅一日夕刊）

磐城新聞

休刊 大祭第一第三日曜
定價 壹枚二錢、壹ケ月五十錢、郵税十錢
廣告料 （雑報欄行五十錢 場所指定二十錢増）
發行兼編輯印刷人 遠沼龍輔
發行所 福島縣平町田町拾六 磐城新聞社 電話五六四番

普通選擧（一）

千葉學人

世界文明國中政治思想の發逹最も遲かりし我國が、愈普通選擧實施の機運に近付かんとしつゝある今日、普通選擧の純理論的考察を試みることは頗る時代遲れの感がある。然し善良な政策が確實な學識を基礎とすべきものであり、あらゆる科學が哲學的な統一原理を要求して止まぬ學問界の現狀に鑑みる時、普通選擧が如何なる基礎觀念の上に立つべきものであるかその主張は何故合理的であるかの根本問題を研究する事は決して徒勞ではないと思ふ

普通選擧の理論的基礎を究明するためには、先決問題として普通選擧なる概念を闡明せなければならない余は以下簡略に之を論じ然る後本論に入らうと思ふ。

普通選擧の概念は制限選擧に對するものであつて、絶對に確定した概念ではない。世人やゝもすれば普通選擧を以て、すべての國民に選擧權を附與することであると考へる者がある。然しそは大いなる間違ひであつて、普通選擧と雖も決して國民全体に對して選擧權を附與することを豫想するのではなく、少くとも犯罪人、剝奪公權者、停止公權者、禁治産者、破産者、精神病者、一定の年齡に達せざる者の如き、法律上の除斥原因ありと認めらるゝ者若しくは初めから參政能力を有せずと認めらるゝ者を除外するのである。然しながら如何なる年齡を以て有權者となすべきやは各國その赴きを異にするのであつて、スキッツルの如く十八歳を以て限界とする國もあれば、二十歳二十五歳等を以て標準とする國もある。標準年齡が餘り高きに過ぎる時は、名は普通選擧であつてもその實普通選擧ではないのである。又多くの普通選擧國においては選擧權者が選擧名簿調製前、一定期間同一地方に居住する事を要件としてゐるけれども國に由つては全然この事實を必要とせないものもあるのである且婦人に選擧權を與ふべきや否やについては普通選擧制度發逹の歷史的見地より、これとは別個の問題として論じられて來た即ち普選問題は男子のみの問題であつて、女子はこれに加はらないものである。女子が參政權を有すべきや否やは、特別の原因即ち婦人の智的覺醒に伴ふ必然の結果として起つて來た最近の問題とせられたのである

以上の如く普通選擧の意義及範圍は、各國の採用するところまち〳〵であつて決して確定的意味を有するものではない。只制限選擧と區別せらるゝ要點は、選擧權者の能力査定の標準を納税額從つて財産の有無によるか否かにあるその納税額や財産によるものは制限選擧であり、然らざるものは普通選擧なのであつて納税財産以外の他の制限ある點よりいはゞ普通選擧も亦制限選擧である。隨つて兩者の差異は制限の有無による質的のものではなく、その多少による量的のものである

以上を以て普通選擧の意義が明かになつたと思ふ。故に予は更に進んで普通選擧權の依つて以て立つところの基礎如何の問題に入らねばならぬ。本論に入るに先だち注意すべき一事がある。それは一般選擧權の理論的基礎の問題の解決を類推することが、同時に普通選擧及び制限せん擧の理論的基礎の問題に解答を與へることゝなることである。何となれば、普通せん擧といひ制限せん擧といふも皆一種のせんきよ制であつて、兩者の差異が質的ではなく量的なること前述の通りだからである。隨つて予は、以下において先づせんきよ權が如何なる基礎に依つて存在するものであるかを充分に説明し、然る後普通せんきよの基礎如何の問題に論及したいのである。

磐新顧問
（照合を歡迎す）

（問）生後間もない赤ん坊ですが時間を定めて授乳したいのですが何時何回にしたら宜ろしいでせう

（答）赤ん坊に乳を與へる場合は五回六回と區別する事が適當です。まだ幼時の頃は回數を多く一ヶ月位後は五回にするが宜ろしい時間は午前七時、十時、午後二時 六時、十時の六回の場合は午前七時九時半一時四時半、六時、十時と致します。

（問）二十歳の處女、十二年前より脱腸でこまつて居ます。結婚するのですが差支ありませんか、若し差支有りとすれば療法をお知らせ下さい。

（答）脱腸のまゝ結婚するのは見合せられるやうすゝめます。妊娠でもして嵌頓ヘルニャに罹るならそれこそ一命に罹ります。脱腸の手術は幼時が一番宜ろしいが只今でも出來ない事も無く二週間もかゝれば完全なからだになります。

（問）生後四ヶ月の女兒、晝間は兒守の脊でよく眠つて居るが夜になると泣き出し瞪しても乳を與へても泣き止まず、こまりますが療法をお教へ下さい。

（答）夜と晝とを取り間違へて泣くのではないでせうか晝間はなるべく背負ふことを止め夜は遲く入浴させて暫くしてから乳を與へて寢させますと赤ん坊は入浴と滿腹との疲勞でグッスリねむります。それでも尙ほ眼をさまして泣くときは白湯を少し與へ靜かに撫でて子守唄でも歌ひ寢かせます。

明日の吉凶

八 九 舊月 新月 暦六 晦一 日 日

▲一白 待てば甘露の日和も來る物事焦るべからず▲二黑 陽氣立たず陰氣勝にて物事の速成せざる日▲三碧 氣を荒立つる時は凶に走る普請動土は見合せ▲四綠 辛苦は常の事と思ひて心緩めぬが肝要なり▲五黃 小事より大事を生じ易き日萬般に亘り注意▲六白 此れまで滯り居りたる事も追々解決に近づく日▲七赤 口を愼まれざれば後日に憂ひを殘すことあり▲八白 午前は吉なれども注意せざれば午後失敗す▲九紫 盛運の吉日なり但し本分を忘るれば失敗す

講談 血で血を洗ふ

（127） 高橋掬太郎創作 布施中八郎揮毫

呪ひの叫び

斬り込んだ玄蕃の一刀その紫電を斜に避けて怪人の身体はうしろ飛んだ玄蕃は思はず空に泳ぐとたん

「ヤッ！」

と一聲怪人の白刄は電光の如くに走つて玄蕃の右腕を斬り落した。

「あッ！」と玄蕃はうしろによろめいたが剛氣な男とて左手で小刀を拔かうとしたその隙を與へず怪人のこの大刀は左足を拂つた

「う――む」

と玄蕃は遂に打ち倒れた

「はゝゝ」

怪人は高らかに笑つた

「う――む、無念――」

と玄蕃は無念の齒がみをして起きようとしたが片手片足では起つことが出來なかつた。

「無念か、は……しかし命丈はあづけておいてやるから安心するがよいその代り昌康によく申すがよい兄君成昌を殺しお家を横領したる大逆の昌康の一味を天に代つて誅りくすべく鞍馬山から來た天狗だ不忠の武士はみな斯くの如りやがては昌康の首も必らず申受けるのだ。覺悟を致しておるがよいぞな、よいか」

大きく裂けた天狗の假面の口から炎のやうな呪ひの叫びを吐いて刀の血汐を玄蕃の衣類の裾に拭つて鞘にカチリと收めた

「惡人奴等思ひ知れよ」

怪人は假面を透して射る如き眼光で城の彼方を睨みつけたがやがて高らかに笑つて暗中に姿を消した

「むむ、無念！」

と玄蕃は叫ばうとするが其の聲さへも出ない。

右腕と左足の傷口からは血が樋の如くに流れて見る見る肉減り骨が落ちて行くやうに忽ち氣刀は失せて行く。

「う、う、うむ」

と唸り乍ら這ひ出さうとしたがそれも思ふやうに叶はぬ。

「誰か、た、誰か！」

と人を呼んだが答へる者はない。近頃毎夜の辻斬りに夜更けは通る人がないので誰も玄蕃を助けてくれる者がない。

玄蕃は瀕死の重傷に呻き苦しみ乍らその一夜を街道と砂に轉がつて明した。

夜がほの〴〵と明けかゝると鳥の聲が裏山の森の方から鳴き渡つて來た。

「おゝ夜が明ける」

彼は微かに安堵の息を吹いた。

「うう」

と彼は唸る力も失せかけて居た。野良の仕事に出かける百姓達が通りかゝつて倒れてゐるゲンバを發見した。

「おう昨夜も一人やられたやうぢや」

苛酷な取立をしくさつて俺達の血を絞つて生きてゐる奴等ぢやうんと殺されるがよいわい」

と城内の武士は百姓町人の呪咀の的になつてゐるのじ却つて殺されるのを喜ぶのであつた。

「おや今朝の奴はまだ生きしてゐるやうぢやむく〳〵動いてゐるぞ」

と一人がうす明りの中をすかして見た。

「おゝ、むく〳〵動いて居るや足が一本落ちてゐる。腕が轉つてゐる」

ゲンバは斬られたところから數間這つて行つてゐた

「生きてゐるなら捨てゝおけまい」

「おうい誰か代官所へ走つて行けよ」

百姓等はゲンバが生きてゐるので捨てゝおけず鍬や鋤を投げ出してゲンバを介抱した。

やがて代官所から役人が出張してゲンバは城中へ運ばれた。そこで彼は傷の手當を受けて昨夜の物語をした

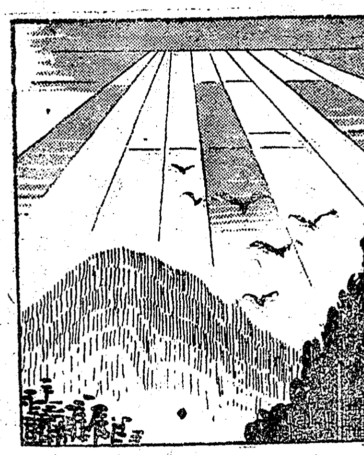

平町田町
高久病院
電話五一三番

廣告

營業種目
內地材 材木各種、羽柄材各種 建築諸材請負 礦山用坑木其他諸材請負
外材部 米松、米杉、大角製材調達請負 其他
㊄ 佐藤材木店
常磐線平町 新川町
電話三三五番

釀造元
清酒 世界一
銘酒
各炭鑛御用達
石城小名濱町
清水屋 小野晋平
電話六番

商標登録
釀造元
福島縣平町
山崎合名會社
電話（營業部一〇番 釀造工場二七番）
振替東京一九七五五番
東京支店 上野車坂町四三
電話下谷五七三二番
振替東京六八三二番

內科。外科。婦人科。
小兒科。花柳病科。
磐城病院
平町田町本通り
（電話一一四番）
入院隨時

仙臺高等工業學校長試驗證明
鐵道省指定
福島縣廳指定
世界的
萬年同

蜂ブドー酒

健康禮讚

人生の最大な歡喜は一家揃つて健康なることであります美はしき皮膚の精彩と魅力ある健康と美とを創造する蜂ブドー酒の食前常用は・人間生活をヨリ光明へ ヨリ幸福へと導く唯一の捷徑であります……

「蜂印香竄葡萄酒」といふ名稱を皆樣のお奨めにより且つは時勢の推移に鑑み今後「蜂ブドー酒」と改めます どうぞ引續き御愛飲を願ひます

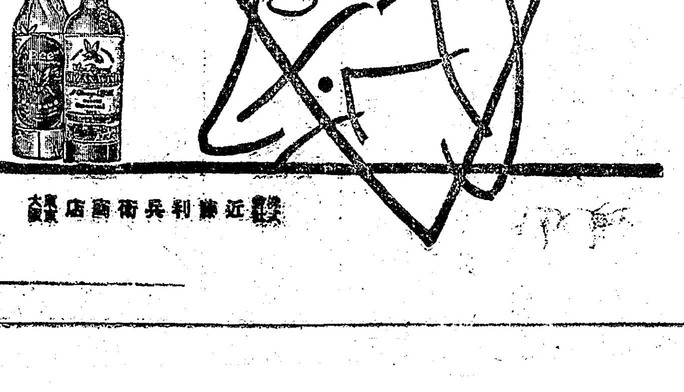

發賣元 近藤利兵衛商店 東京 大阪

内憂外患の民派と 一系亂れぬ政友

愈々候補者が出揃つて 縣議選の幕開く

石城郡に於ける縣會議員選擧は日時の切迫と共に濃厚な選擧氣分が現はれ殊に新選擧法に對する疑義に就ては各人各様にそれ〳〵之れ等の噂話と持ち切りである民政黨は若松、野崎、鶯淸昇の三氏を公認し兎も角取れるだけ投票を取つて見たいと飢に

内輪の運 動がボツリ〳〵初まつた模樣だが泉村を中心とする鈴木孝章氏一派の不滿が可成り根強い力を以て今にも爆發しそうな狀勢にあり一方田子英吉翁の息子健吉氏は山手方面から郡南民政黨の地盤に喰ひ込み純舊憲政會系の粒いりの有力家等は擧げて同氏の出馬を歡迎し極力應援してゐる模樣の如くである、事實は斯くの如く民政黨の現在は内面的に幾多の

難關が横 はり隨つて勢ひ同志打ち等の苦肉策も免れ難いもの様であるが政友派は昨夕刊所報の如く小野晋平氏が公認候補者を辭退した爲め井上茂作氏が公認され歴報の如く鈴木辰三郎、山崎吉平、古川傳一の四氏がいよ〳〵駒を進める事となり縣の告示を待て一齊に届出その他の手順を進める筈であるが政友會は然かも圓滿に一系亂れざる步調によつて飽くまで

公正の旗 鼓を陣頭に三萬四千の郡下有權者の判斷に愬ひ全勝を期する事となつたが來る十日頃よりは約十名の候補者によつて可成り猛烈な競爭の巷が見られるであろうと豫側されてゐる

ち「諸君の推薦を辱なふしその任に非ざるも茲に承諾をするから宜しく頼む」と云ふ言葉は當然と見られて居たが新法に依ると、候補屆出前に候補者及第三者は運動をしてならぬ事になつてゐるが

推薦を受 て承諾を與へた時は既に候補者となつたのであつて、その候補者が「よろしく頼む」と云ふ風は投票を乞ふ運動となり違反に問はるゝのである、尤もその間の言葉尻は前後の口辭に見なければ一概に違反だと斷定は下されぬが候補者たる人はこの邊に注意を拂はぬと立候補の頭勞に於て選きよ違反を起す樣な事になる、斯くて候補者に對し窮屈のやうな法律であるが一方

政談演說 會の際に妨害的彌次を飛ばせば直ちに違反となるから演說を開く人にも強い制裁となり舊來のせんきよに比し甚だ窮屈の如くではあるが演說を妨害の目的で壯士を繰込ませるやうな惡辣手段を取り得ない事にもなるから新法は總括して新し味があらうどの事である

矢鱈に口も利けぬ 間違つたら違反

「宜敷頼む」は絶對禁物 苦心の潜む縣議戰

石城郡に於ける縣會議員選擧は政民兩派並に中立ともに既に候補者の顔觸が決し第二期戰に移つたが何せよ新選擧法は取締法が極めて八釜しくウカとしては口も利けない位でそれば相互に戒心すべきであ〔る〕、即ち新選擧法によると候補者に推された人がその席上で承諾の挨拶をするについて從來ならは

當然の言 葉であり又日常生活の上にも普通に使用されてゐる言葉が違反に問はるゝ事になつてゐる即

候補者も有權者も 注意すべき行爲

ポスターに邪魔するな 檢事局の意見（一）

來る可き縣會議員の選擧に關し檢事局當局者の語る所によれば「新法は始めての實施であれば公正嚴正に之を施行し違反があれば容赦なく

處罰 し新法の威力を示し選擧の神聖を保たねばならぬ、舊法にも新法にある違反行爲を敢てしたものに對しては殊に嚴重に處罰せねばならぬか只新法に新に規定された違反行爲に對しては幾分斟酌せねばならぬ場合もあらう從來兎角官公吏の選擧干渉を云々され選擧の神聖を疑はれたので新選擧法實施に當り最も嚴正公平に法を適用したい示す考へである、たとへば

有權 者にして或候補者を選擧する意志を有しながら他の候補者に買放されば詐欺となり候補者から預かつた運動費を横領したりすれば何れも破廉恥罪として嚴重に處罰すべきで選擧違反と云へば從來總で政治犯の如く得々として恥ないものがあつたが投票買收の行爲の如きは其實質は正に破廉恥行爲であつて純粹な政治犯と云ふべきものじなく犯人の心事頗る

陋劣 なるものがある、而て二十九日開會された警察部長會持に指示した選擧法の注意事項中最も注目を要する問題と見做されて居る政黨の行動やポスターの破棄、屋外演說等に對しては大要次の如きものである

（問）政黨の行動に關しては如何なる見解を有するか

（答）政黨は法人ではない故に之を個人の行動と見るが至當で所謂第三者である依つて演說又は推薦狀に依る運動の出來ることは勿論であるけれども之と同時に選擧に關係ある特定人に關することを除外せば選擧運動期間中と雖も地盤擴張の行爲は何等差支ないものであると思ふ

（問）他人のポスターの破棄は如何なる處罰を受けるか

（答）選擧の自由を阻害するものであるから選擧法の罰則・適用を受くるは勿論刑法の所謂器物毀棄を構成する事になる

（問）自動車に種々の貼紙を爲し之を乘り廻す行爲及び屋外演說は如何に之を見てよいか

（答）ビラを貼付けた自動車を乘り廻すことは要するに程度問題で其行爲にして氣勢を擧げる程度に達する時は罰則の適用を受けることになる又屋外演說に對しては治安警察法適用を受けることゝ爲るが之も亦氣勢を擧げる目的を示した場合は當然禁止されることゝ爲る

（問）新聞紙に關して如何る見解を有するか

（答）新聞紙は其使命として議員候補者の政見其他に關して自由な報導を爲すことは一向差支ないがその社員中特定の候補者に對し第三者として選擧運動を爲したるものは當然選擧法の既定に依つて取締を受くべきものである　（つゞく）

氣壓が變調せぬ限り 二百十日は平穏

あすから晴天に復す 小名側候所發表

石城郡下に於ける稻作は大體順調な經過を辿つて來たが二百十日は農家の大厄日であるので一般農民等は無事なるを祈つてゐるがその厄日が愈々明後二日に近付いたところ蟲大緩きとなつたから農家の心配してゐる矢先卅日午前中突如として前あれの暴風雨が襲來し各地に脅威を振るつた右に就き小名濱側候所では一今朝午前六時頃紀州半島鹽見岬附近に現れた七百四十四粍の颱風が東北に進路を取り内地に進行つゝけて居り厄日の前あれとも見るべき大時化となつて午前十時頃は磐松附近に來た筈であるから取敢ず警報を發した今卅一日一杯は此の天候が持續するものと見て一日午後は大晴の見込である新たに低氣壓が發生して來ない限り厄日の二日は平穏に歸するであらう」云々

雨中の立廻り

一人と六人が 取引騷ぎて

夏井村大字新田目農山崎操（三六）は昨卅日午後二時頃平町字揺槌小路果實問屋廣木力の店先で果實取引上の些細の事から内郷村大字御厩果物行商人渡邊與吉（四二）外五名と口論を始め折柄の雨中を六人を相手に大立廻りとなつたが操は有り合せた刄渡三寸餘の大花鋏を取り出し岩吉の虚を見澄して左頭部に力まかせに突立てた騷ぎに平署員に逮捕され目下小熊司法主任の手で嚴重な取調を受けてゐるが岩吉の傷は案外輕く全治約二週間を要する見込であると

泉訓生旅行

白河南湖方面に

石城郡泉村靑年訓練所にては來る九月五日頃吉田敎官指揮の下に白河名所南湖方面に行軍を試みるべく目下準備中であるが方法は軍隊同樣の隊形を以て天幕其他の器物等も携帶すべく露營を行へ二日間の豫定にて歸所する筈であるが初回の事とてすべてが興味を以て期待されて居る

坑夫あがりの 健德の惡業

平署餘罪調査

當時住所不定無職大沼郡本郷町生れ岡健德（三二）は三十日午後七時半頃内郷村大字高坂磐城炭礦高坂坑識川飯場に忍入り同飯場居住高田義吉所有の赤皮ネット靴一足（價格十四圓）を竊取逃走せんとしたのを平署刑事のため逮捕さる目下嚴重取調を受けてゐるが此奴は昨年まで同炭礦の坑夫をしてゐたもので其の後各地で竊盜を働らいてゐた形跡があり各署に照會餘罪取調中

新道路開鑿の 經費捻出に腐心

理想は下水道も併せ 平當局躍起奔走

平町では道路愛護保健衛生思想の充實等に餘念なく之が普及を圖らんと各種の施設改善を試みて諸般に亘り其實績をあげつゝありて各方面の改善狀態は頗る優良なるものがあるが近年著しき發展を示せる結果自動車馬車等の交通頻繁となりし結果道路面を損傷されたる程度も實に甚大にて通路によりては雨大の際などこれでも大平町の道路かと思はれる樣な惡路もあり步行者を惱ましてゐる場所等もあるので之れ等の惡路及一般に困卻されてゐる裏廻りの不潔極まる下水路等の改修改善を行はんと寄り〳〵協議中なれば經費捻出に相當の困難は免れざるべきも早晩之れが實現を見るに至るであらう

平、仙臺、東京間の 直通電話線架設

更に一回線を殖やし 地方の利便甚大

平、仙臺間の電話は現在郡山局仲繼の迂回線で接續してゐるが本年度に豫算十九萬圓を計上仙臺遞信局で濱通り方面に平、仙臺直通線を架設する事となり近く工事に着手する筈で本年度内に開通を見る筈であるが一方平東京間は現在水戸局の仲繼通話であるけれ共小名濱や江名等の漁業家は敏活を要する商取引用の電話が混雜して容易に通話し得ない不便あり困り切つてゐるところこれまた本年度には一回線增設に決し東京仙臺間並に平局で交代使用する事になるため開通後は多大の便益があらうと地方民から期待されてゐる

磐炭所長異動

倉田專務就任

磐城炭礦株式會社鑛業所長は過般斯道に造詣深き工學士阿部寛氏就任大に今後の活躍を期待されてゐたが今回本社の都合により同氏は本社技術顧問に轉任し後任として同社專務取締役倉田龜吉氏就任することゝなつた

東京大角力

平に出張つた 一行三百餘名

平町の好角家連相謀り東京大相撲横綱西の海、宮城山一行の大角力は來る九月八日（舊八月十三日）一日限り平町公會堂跡りに於て興行する事となつたが淸瀨川、太刀光、一の濱、東關の番外初切りを初め飛び入り勝手等の好みもあり木戸大人八十錢、小人五十錢で三百餘名の大一行の來平は非常に前人氣を高めてゐる

鎗と鐵砲

（投書歡迎）

縣議の面

◇候補者が、一度當選して議員となるや、選擧人乃至一般民衆に對する態度の惡い意味に於ける一變に就ては長いこと人々の口にせられてゐる所である

◇兎角相當の地位を得ると、誇を越ねて傲慢を持ち、偉がりをみせびらかしたいのは人間〔?〕の弱點である。然しながら之が一凡夫の態度なら實質の如何はさて、民衆は氏代表者に斯る態度あるに於ては、これは默過し難いことである

◇人の挨拶に應へぬことあごで挨拶することや枚擧に遑あらぬ傲慢不遜の態度に出づることがどれだけその人を偉くするであらう、最早民衆の一部は古い無智無自覺から脫しつゝある、大衆も將にその域に輕するであらう、卽ち一部の民衆は眼のつけ所を外しはしない、候補者乃至議員諸氏が衆望を擔ひ得るや否やは一に議場に於ける諸氏の價値如何にあるであつて、而も民衆はそれを知つて居る、また知らうとしてゐる

◇然るに諸氏は輪卒な右の態度に出てまた出でねばならぬかの如く妄信して居られはせぬか、かくては諸氏に好意を寄せた選擧民を裏切ることゝなり、一般よりの信を失ひ更に自滅に至らねばならぬであらう。

△時はまさに變りつゝある古き兵法を以て新しき世に臨むかよし風の吹き廻しにて彼等に榮あるとも、それ槿花一朝の夢に等しく、亡びるはあまりに明白である

◇候補者たらんとする鬪士よ先づ自らの内面を顧みよ、己れを知れ

（一選擧民）

畜産の開拓を志し 自治に幾多の巧勞

磐前縣時代よりの恩人 草野登翁長逝

本郡上小川村有志草野登氏は予て病氣中の處三十一日午前五時長逝した享年六十二才葬儀は來る四日午後二時自宅出棺常慶寺に於いて執行する筈であるが同氏の略歷は、明治廿七年以來今日迄で上小川村會議員、上下小川組合會議員として勤續實に卅四年其の間本郡會議員に當せんする事二回而して副議長たり、尚石城郡畜產組合組織以來の第三區長勤續者にして夙くより馬畜業の改良に熱心傾注し明治初年磐前縣廳時代縣立牧手共立社創立當時より理事として該事業の發展に努力し後磐前縣廳廢廳となるや同社を引受け養駿社を設立して益々事業を擴張し石城產馬畜產組合今日の基を築き上げた斯界の功勞者で白井農銀頭取の義兄に當つてゐる、尙ほ後嗣欽一郎氏は目下臨時村長消防組頭

時言

選擧氣分日を逐ふて濃厚たゞ怖るべきは違反行爲あるのみ、おの〳〵がた充分た氣を付け召されるがよかろうぞ

□

蓋を明けて折角當選はしても違反で首をくゝられたら千日の行厄一つどころか隨分馬鹿目を見るど謂ふものだ

□

二百十日の大厄日も大体平穏の見込み立つ、但し側候所の豫報だ、當てにせんで待つてゐたら遂つたつて魂消る心配がない

□

雨晴れて暑氣にはかに降り身心たのづから壯快を覺ゆ、うんと稼ぐのもこれからの事か

記者募集

年齡二十才位の身体強壯にして中學三年程度の學力あり市内に住居するもの一名至急募集す、希望者は午前九時までに自筆履歷書持參本人來談あれ

磐城新聞社

平町南町
上田外科醫院
電話一二九番

巨彈連發大名篇公開
プログラム
連續活劇 秘密の扉 第五篇第六篇
アリーンフイ嬢 ブルースゴートン氏共演
參件益々白熱に迫り暗夜に起る爭鬪？…
◎海軍省特別 佐世保鎭守府御後援 製作 大映畫
殉國美談 勇敢なる水兵 全八卷
佐藤圓治 谷幹一 德永良子共演
松島艦の乘組員三浦虎次郎の血涙悲壯の殉國誠忠記 歌の主
圓村上浪六先生原作講談俱樂部連載
元祿說話 妙法院勘八 前篇十卷上映
河部五郎 櫻木梅子 中村仙之助 尾上多見太郎 主演
大江戶八百八町の花と謳はれ 勇みに勇み情けに脆き男の中の眞の男
九月一日ヨリ七日迄 學生デー
平館

創業三十週年紀念謝恩
自信アル一の井洋食普及デー
九月一日ヨリ向一ケ月間勤致します
高級洋食 一品 金十五錢均一
洋食宴會 仕出し
平町田町 一の井
電一六七番

秋の御仕度
流行新柄 セール 新荷着
紡績蒲團縞
木綿蒲團縞
フトン綿
豐富に取揃へました
三井呉服店
平町三丁目 電話三十八番

外科
外科、耳鼻咽喉科
內科、泌尿器科
X光線科
赤心堂病院
平町字田町 電話四七五